

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下「協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

#### (1) 道路運送車両の保安基準の一部改正（第 1 条関係）

- ① 車両の後退を示す表示を車両後方の路面に投影することにより、後方にいる歩行者や自転車といった他の交通にその旨を示すことができるものとして、新たに車両後退表示投影装置の基準を設ける。（保安基準第 40 条の 2 関係）
- ② 低速で走行するときに側方又は後方にある障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとする。（保安基準第 33 条の 3 関係）
- ③ 任意で備えるカメラやモニタ等の視界を確認する装置について、歩行者等の保護に関する要件を設ける。（保安基準第 44 条関係）

#### (2) 装置型式指定規則の一部改正（第 3 条関係）

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。（装置型式指定規則第 2 条関係）
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により指定を受けたものとみなす特定装置の種類に協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加するとともに、協定規則の改訂に伴い、対象の規則番号を以下のとおり改める。（装置型式指定規則第 5 条関

係)

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版

- ③ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。(装置型式指定規則第 3 号様式関係)

### (3) 共通構造部型式指定規則の一部改正 (第 4 条関係)

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 8 改訂版を加える。

### (4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正 (第 5 条関係)

- ① 協定規則第 156 号の改訂により、協定に基づく認可を受けたことを証する書面に記載されたプログラム等の識別番号の管理が必要となることを踏まえ、自動車等の型式の指定を申請する者が、当該自動車等の保安基準適合性を証する書面として協定に基づく認可を受けたことを証する書面を提出する場合における、当該識別番号の管理に要する工数を考慮し、提出書面の確認に要する手数料の額を改定する。
- ② 協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、特定改造許可を受けようとする者が、当該者の能力に係る基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。
- ③ 協定規則第 73 号の採択及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い、「側面保護装置」及び「車両後退表示投影装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- ④ 協定規則第 46 号、協定規則第 134 号及び協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。

### (5) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正 (第 6 条関係)

協定規則第 156 号の改訂に伴い、申請者が改正前後のいずれの基準に基づくプログラムの適切な管理及び確実な改変に係る能力を有するかを明確にするため、能力基準適合証明書の様式について、所要の改正を行う。

## **3. 今後のスケジュール (予定)**

公布・施行：令和 8 年 6 月 4 日 (木) (WP. 29 第 197 回会合における改訂事項の発効日)